

**工作物石綿
 事前調査者講習**



文字を訂正する場合は、訂正箇所には二重線を記入しその上に印鑑を押して下さい。
 修正液・修正テープは使用しないで下さい。

フリガナ			生 年 月 日	昭和 平成	年 月 日	歳
名 前			<input type="checkbox"/> 旧姓又は通称の併記を希望の方はチェック☑して下さい。			
住 所	〒 [][][] - [][][][][] (都 道 府 県)		連 絡 先	携 帯 (自 宅)	-	-
			FAX	-	-	
事 業 所 (請求先)	事業所名 (領収書宛名)		担当者			
	〒 [][][] - [][][][][] (都 道 府 県)		☎ - -			
			FAX - -			
日 程	1日め 学科		2日め 学科			
講習日程表 で ご 確 認 の 上 ご 記 入 下 さい	/		/			
受講資格 記 号	<input type="checkbox"/> イ.石綿作業主任者技能講習修了 <input type="checkbox"/> ヘ.工作物に関して実務経験が11年以上ある方 <input type="checkbox"/> その他受講資格 記号 [] ※2枚目を確認し受講資格記号から1つを選び記入ください。					
事業主証明	重要 実務経験の必要な「受講資格記号」を選択した場合は、下欄の事業者証明が必要です。 ※資格記号イを除く全ての番号が該当します。					
	受講資格に係る 業務の従事期間	西暦 [][][][] 年 [] 月 ~ 西暦 [][][][] 年 [] 月 [] 年 [] 月				
	上記受講資格に相違ないことを証明します。	令和 [] 年 [] 月 [] 日	事業所印 又は 事業主印 又は 代表者印 印			
※係員記入欄	受付日 [] / [] / []		係 []	領収印		
<input type="checkbox"/> TEL案内済 <input type="checkbox"/> 窓口案内済	助 円		現・振			

受講申込書は、本申込書を提出することで、下記に同意したものとします。 1.講習開始時間を厳守します。 2.講習中は居眠り、新聞又は雑誌の閲覧、喫煙、スマートフォンや携帯の使用を禁止します。 3.実技講習中は講師の許可なく講習場所を離れることを禁止します。 4.適切な講習の実施及び講習中の安全確保に関する講師の指導及び指示に従います。 5.備品や講習機材を故意に破損させた場合には弁償します。 6.天候・流行病、その他やむを得ない事情により、講習が中止された場合は、他の日程に振り替えて受講することを承知します。※1~5に反することが判明した場合は、その対象となる受講者の講習を中止し、退場を命じます。その場合の返金はできませんのでご了承ください。
 ①当校は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法公正な方法により、個人情報取得します。 ②当校が取得したお客様の個人情報は、次の目的で利用します。その他の目的に利用することはありません。(1)当校で実施する教習又は講習を実施するため。(2)当校で実施する教習又は講習に関する宣伝のため。(3)顧客満足度の向上を図ることを目的として、アンケート調査を実施するため。 ③当校は、お客様の個人情報は、法令に基づく場合を除いて、第三者には提供いたしません。

本人確認書類

本人確認書類 **運転免許証** または **住民票**

パスポート **在留カード** の写しを貼って下さい。

- 自宅や会社にコピー機がない場合は、入校日に学校でコピーします。
- 住所・氏名の変更があり免許証の裏面に記載のある場合、この用紙の空いているスペースまたは裏面にその写しを貼って下さい。

運転免許証の裏面の写し

免許証の裏面に記載のある場合は、その写しを貼付してください。

工作物石綿事前調査者講習受講資格 (建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程第7条第2項第3号及び第16条の6第2項第3号)

当講習会を受講するためには、下表(イ)～(テ)いずれかの条件を満たす必要があります。

- イ 労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
- ロ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して二年以上の実務の経験を有する者
- ハ 学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。二において同じ。)、工作物に関して三年以上の実務の経験を有する者
- ニ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して四年以上の実務の経験を有する者(ハに該当する者を除く。)
- ホ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して七年以上の実務の経験を有する者
- ヘ 工作物に関して十一年以上の実務の経験を有する者
- ト 旧安衛法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
- チ 建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者
- リ 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して二年以上の実務の経験を有する者
- ヌ 労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
- ル 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者
- ヲ ロからルまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者

注(1) ロの「学校教育法に基づく大学において工学に関する課程を修めて卒業」した者には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(工学に関する学科を修めた者に限る。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含むこと。

注(2) ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの記載の「工作物に係る実務経験」とは、具体的には、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務の経験をいい、「工作物」とは「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」(令和2年8月4日付け基発 0804 第8号)の記の第3の1(1)ア①(イ)で示す工作物であること。

注(3) ヲに規定する「同等以上の知識及び経験を有する者」には、作業環境測定士(作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。)であつて、工作物石綿事前調査に関して五年以上の実務の経験を有する者が含まれること。

受講資格の記号	選択した受講資格の種類に応じた必要な証明書
イ	石綿作業主任者技能講習修了証
ロ～ホ	卒業した学校等の卒業証明書及び工作物に関する実務経験証明(本申込書1枚目)
ヘ	工作物に関する実務経験証明(本申込書1枚目)
ト	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証及び工作物石綿事前調査に関する実務経験証明(本申込書1枚目)
チ～ル	政官庁による業務経験証明(本申込書1枚目)
ヲ	必要な証明書については受付係にお問い合わせ下さい。

受講資格証明書貼付用紙

受講資格を証明する書類をこの用紙に貼り付けて、入校日の4日前までに
受講申込書枚目とともに那加クレーンセンターにFAXしてください。

FAX → 058-322-2152

受講資格記号(イ)の方 石綿作業主任者技能講習修了者

石綿作業主任者技能講習修了証を貼付し、本紙をFAXしてください。

石綿作業主任者技能講習修了証
ここに貼り付けてFAX

(表)

裏面にも記載のある場合

(裏)

受講資格記号(ハ)の方 工作物に関する実務経験のある方(11年以上)

受講申込書(1枚目)の事業者証明欄に事業主の方の記載および押印をしてください。

受講資格記号(ロ～ホ)の方 工作物に関する学歴+建築の実務経験のある方

工学に関する正規の課程の卒業証明書を別途FAXしてください。さらに受講申込書(1枚目)の事業主証明欄に事業主の方の記載および押印をしてください。

受講資格記号(ト)の方 特化物作業主任者技能講習修了+工学物石綿事前調査のある方

特定化学物質作業主任者技能講習修了証を貼付し、本紙をFAXしてください。さらに受講申込書(1枚目)の事業主証明欄に事業主の方の記載および押印をしてください。

平成18年4月1日以前の
特定化学物質作業主任者技能講習修了証
ここに貼り付けてFAX

(表)

裏面にも記載のある場合

(裏)

受講資格記号(チ～ル)の方 行政経験者

行政官庁による該当業務従事歴証明書を別途FAXしてください。

受講資格記号(ヲ)の方 作業環境測定士+石綿調査の実務経験のある方

作業環境測定士資格証をを別途FAXしてください。さらに受講申込書(1枚目)の事業主証明欄に事業主の方の記載および押印をしてください。